

大仏ミュージアム（長登銅山文化交流館）春の絵画展
日本令子の世界

美祢市美東町綾木に在住の國本さんの絵画展を開催しています。

秋吉台の四季折々の風景画を中心に、近隣の風景など、繊細なタッチの水彩画の数々をぜひご堪能ください。

期間 4月10日迄まで

※月曜日休館

時間 9時～16時30分

入館料 美祢市民無料

場所 大仏ミュージアム

講演会(無料)

演題 『私と絵画人生』

講師 國本令子氏

日時

3月20日(火) 14時～15時

場所 大仏ミュージアム

シアタールーム

問合せ先 大仏ミュージアム

☎0837(52)5230



司法書士による無料法律相談会を開催します

日常生活でのいろいろな法律問題について、司法書士が相談をお受けします。たとえば、認知症などで判断能力が十分でない人を支援する成年後見制度、金銭トラブルや相続・登記に関することなどの相談も無料でできます。問題の解決にご利用ください。

対象者は市内にお住まいの人となります。

- 相談日時 原則毎月第1木曜日 13時～16時
- 相談場所 美祢市役所及び各総合支所
- 相談時間 1人20分以内
- 申込方法 電話による予約制で先着9人です。予約受付開始は、原則無料相談会の1週間前の木曜日から開庁日の8時30分～17時に下記の電話番号で受け付けます。
- 予約電話 **市民相談室(☎0837(52)5230)**

問合せ先 市民課(☎0837(52)5230)

相談日 (時間13時～16時)	会場	予約受付開始日 (時間8時30分～17時)
4月5日(木)	美祢市役所	3月29日(木)
☆5月10日(木)	美東総合支所	☆5月1日(火)
6月7日(木)	美祢市役所	5月31日(木)
7月5日(木)	美祢市役所	6月28日(木)
8月2日(木)	秋芳総合支所	7月26日(木)
9月6日(木)	美祢市役所	8月30日(木)
10月4日(木)	美祢市役所	9月27日(木)
11月1日(木)	美東総合支所	10月25日(木)
12月6日(木)	美祢市役所	11月29日(木)
☆1月10日(木)	美祢市役所	☆1月4日(金)
2月7日(木)	秋芳総合支所	1月31日(木)
3月7日(木)	美祢市役所	2月28日(木)

☆は、相談日・予約受付開始日が定例日と異なるものです。

高額な外来診療を受ける皆さんへ

平成24年4月1日から、ひとつの医療機関において高額な外来診療を受けた場合、窓口での支払いを一定の金額までとすることができます。

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたが、平成24年4月1日からは『認定証』を提示することで限度額を超える医療費を窓口で支払う必要がなくなります。

『認定証』は申請により交付となりますので、必要な人は手続きをお願いします。

70歳未満の人の限度額（国民健康保険）※保険税に滞納がある人は発行されません。

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上の人の限度額（国民健康保険、後期高齢者医療保険）

所得区分	限度額
住民税非課税世帯	8,000円

問合せ先 市民課(☎0837(52)5231)

やまぐち障害者等専用駐車 場利用証制度のお知らせ

この制度は、障害のある人や高齢者などで車の乗降が困難な人のために、公共施設や店舗などに専用の駐車場を確保し、利用証が交付された人の利便性を高めるため創設された山口県の制度です。



なお、中国・四国・九州地方の各県でも同様の制度が開始されていますので、県外へ外出された時の利用も可能です。

対象

- ・障害、高齢、難病等により、駐車場の利用に配慮が必要な人
- ・けが、妊産婦など一時的に、駐車場の利用に配慮が必要な人

利用証の交付・返還

- ・交付・返還窓口

地域福祉課、各総合支所市民福祉課、保健センター、美祿市社会福祉協議会各地域福祉センター

- ・申請時に持参するもの

身体障害者手帳や療育手帳、母子健康手帳など

※申請に必要な書類がありますので、詳しくは利用証交付窓口へお問い合わせください。

- ・利用証の返還

けが、妊産婦などで、有効期限のある利用証の交付を受けた人は、有効期限経過後、速やかに返還をしてください。

問合せ先 地域福祉課 (☎0837) (52) (52228)

原動機付自転車の オリジナルナンバープレートの デザインを募集します

市では、原動機付自転車等のナンバープレートについて、美祿市らしさを市内外にアピールすると共に、市への愛着を深めていただくことを目的に、独自のオリジナルナンバープレートの導入を予定しています。

オリジナルナンバープレートの導入は県内初の取組みで、デザインは公募によるものとします。詳しいことは今後、広報やホームページによりお知らせします。



問合せ先 税務課 (☎0837(52)5234)

市内の文化財紹介 ⑳

法香院のツバキ

(美東町絵堂・市指定天然記念物平成9年指定)

法香院のツバキ(ヤブツバキ)は、美東町絵堂にある法香院の境内にあり、樹高約8メートル、目通り幹囲2.07メートルあります。この木は、2本立ちだったものが、成長に伴い1本になったと推測されています。ツバキのそばには、前回(2月15日号)紹介した法香院の板碑もあります。

ツバキ(ヤブツバキ)は、ツバキ科ツバキ属ヤブツバキの常緑高木で、高さ18メートル、直径0.5メートルにも達します。本州・四国・九州・琉球の海岸に近い地方に分布し、花は11月から12月または2月から4月に咲きます。法香院のツバキもこの時期には多くの花を咲かせます。

他に、県内で指定されているツバキは、下関市の館ヶ浴のツバキや萩市の椿瀬のツバキなどがあります。



問合せ先 文化財保護課

(☎0837) (53) (0188)